

補助金調書

補助金名	老人クラブ活動補助金(運営費)				担当課 (連絡先)	保健福祉局高齢社会部介護福祉課 (TEL 733-5452)	
交付先	団体	(公益社)福岡市老人クラブ連合会			区分	その他の補助金	
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期					
(公募の場合) 応募要件							
(非公募の場合) 非公募の理由	当該補助事業を行っている団体は、(公益社)福岡市老人クラブ連合会に限られるため。						
補助開始年度	昭和38	年度	経過年数	54	年度		
補助金の目的 及び 補助対象事業	高齢者の知識経験を生かした多様な社会活動を通じて、高齢者の生活を豊かなものとし、健康で明るい長寿社会づくりを進めるために、福岡市は老人福祉法第13条第2項に基づき、その目的のために活動する福岡市老人クラブ連合会の事業を助成している。補助対象経費は国補助金在宅福祉事業費補助金交付要綱に定める、福岡市老人クラブ連合会事業のうち、一般的な運営経費(人件費や事務費)						
補助金の終期	28	年度	延長回数	0	回		
終期を延長する理由							
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> 定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 福岡市老人クラブ連合会が行う、「①市老連の運営に関すること、②市老連活動推進員設置、③高齢者の社会活動を推進し、福祉の増進に寄与する各種事業、④その他市老連の運営上、市長が必要と認めるもの」との事業等に関して、必要となる同会の運営費及び事業費要綱別表において、具体的経費項目、対象外経費項目を明記している。 項目ごとに必要経費を算定し、予算の範囲内で助成している。 算定方法は、要綱上「補助基準額等は別に定める」とした上で、報償費や旅費など、基準表により算定している。					
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】 区老連運営費、事業費:(1)事務簡素化のため。(2)福岡市老人クラブ連合会運営及び事業補助金交付要綱第10条、第16条。						
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度			
	件	1 件	1 件	1 件			
	61,367 千円	(61,472) 千円	60,797 千円	62,231 千円			
前年度補助事業 の主な実施概要	人件費 53,735千円 各種研修会の実施・参加、教養文化事業の実施、保健体育事業の実施、広報事業の実施等事務費 7,737千円						
補助金交付 による効果	老人クラブの実施する、健康づくり・社会奉仕・文化活動・スポーツ大会などの各種事業は、高齢者自身の社会参加の機会の増加、健康の維持、介護予防の推進とともに、高齢者による地域の見守り・地域活動などを通じ、高齢者の福祉の向上に寄与している。						

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。